

※ 処理事項	発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分			
	通信日付印						確認		
受付印	令和 年 月 日				法人番号		申告年月日		
							年	月	日
所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)	(電話)			事業種目					
(ふりがな)				期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆	十億	百万	千	円
法人名				期末現在の 資本金等の額					
(ふりがな)	(ふりがな)								
代表者名	氏名			經理責任者 氏名					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る道府県民税の申告書 ※

		①	兆	十億	百万	千	円
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書(別表21)の(12))							0 0 0
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人 における課税標準となる退職年金等積立金に係る 法人税額		②					0 0 0
法人税割額 $\left( \text{①又は②} \times \frac{\quad}{100} \right)$		③					0 0
③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額		④					0 0
この申告により納付すべき法人税割額 ③-④		⑤					0 0
東京都に申告する 場合の③の計算	特別区分の課税標準額	⑥					0 0 0
	同上に対する税額 $\left( \text{⑥} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑦					
	市町村分の課税標準額	⑧					0 0 0
	同上に対する税額 $\left( \text{⑧} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑨					

関与税理士 署名	(電話)
-------------	------



#### 第6号の2様式記載要領

- 1 この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ又はハ(政令第6条の24第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。